第48号議案

町の区域の変更の件

次のとおり町の区域を変更する。

令和元年6月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

住居表示に係る街区変更に伴うもの (兵庫区)

別図1を別図2に変更

理 由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、議会の議決 を経る必要があるため。 (参 考)

地方自治法 ぬきがき

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の 区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しよう とするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2,3略



